

こんな時は共済組合に届け出が必要です!!

あなたの被扶養者となっているご家族が、次のようなケースに該当するときは被扶養者ではありません。「被扶養者申告書」に必要書類を添え、組合員被扶養者証とともに勤務先の共済担当課を通じて、共済組合へ提出してください。

こんなときは被扶養者ではなくなります

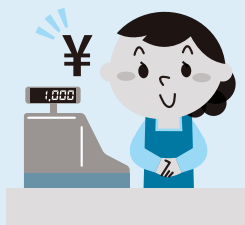
- 被扶養者が就職して、勤め先の健康保険等の被保険者となったとき



- 60歳以上の公的年金受給者または障害年金受給者で年額180万円以上の収入があるとき



- 収入が認定限度額年額130万円(月額108,334円)を超えるとき



- 同居が条件の被扶養者と別居したとき

※被保険者の配偶者(内縁関係を含む)、子、孫、弟妹、父母など直系尊属以外の3親等内の親族は、同居しなければ被扶養者として認定できません。

- 雇用保険を受給する(給付日額が3,612円以上)こととなったとき

- 別居後、被扶養者の収入額を上回る仕送りがないとき

※仕送りは毎月、銀行等の金融機関からの振込が必要です。

- 離婚したときや死亡したとき

ご不明な点がありましたら、勤務先の共済担当課または共済組合保健課までお問い合わせください。

資格喪失後の組合員証等は、すみやかに返納してください!

退職等により、共済組合員の資格を喪失したとき

退職日の翌日から組合員証は使用できません。また、認定されている被扶養者についても同日から使用できませんので、組合員被扶養者証も忘れずに返納してください。

認定取消日以降に組合員証や組合員被扶養者証を使用して医療機関等を受診された場合、窓口でお支払いされた以外の共済組合が負担した額は返還していただくこととなりますのでご注意ください。

